福祉バス＆タクシー助成制度

町営バス・コミュニティワゴン・ふくすけ便・町内発タクシーの利用運賃を助成します！

この制度は、在宅の心身障害者や
高齢者の方などが利用する
バス運賃・タクシー運賃を助成するものです。
対象となる方たちの日常生活の利便性向上や、
社会活動の範囲拡大を実現することで、福祉の増進を図ります。

阿武町役場
ウェブサイトにも
掲載しています

令和4年度からの変更点

助成開始年齢を「80歳以上」から「75歳以上」に引き下げ！
「65歳以上の運転免許自主返納者」の方も対象に！
「妊産婦（妊娠中から産後1年まで）」の方も対象に！

対象となる方（バス・タクシー共通）

- ○ 身体障害者（1～3級）
- ○ 知的障害者
- ○ 精神障害者

　の手帳をお持ちの方

- ○ 要介護の認定を受けた方（要介護1～5の方）
- ○ 難病患者など
  （特定疾患医療受給者証・
  特定疾病療養受給証をお持ちの方）
- ○ 人工透析を受けられている方
- ○ 75歳以上の方
- ○ 65歳以上の運転免許証自主返納者
- ○ 妊産婦（妊娠中から産後1年まで）

バス券・タクシー券の比較

	バス券	タクシー券
月	12枚	2枚
年間	144枚	24枚

タクシー券2枚は バス券12枚と交換できます

バス券1枚は
《100円券》として
コミュニティワゴンなどで
一度に何枚でも使えます！

バスとタクシーを
組み合わせて
申請することも
可能です！

申請に必要なもの

- ○ 身分証明ができるもの（保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ○ 対象がわかるもの（障害者手帳・介護被保険者証・母子手帳など）

申請は役場本庁または各支所で受け付けます

問：健康福祉課 福祉保険係 ☎2-3115